

群馬県市町村総合事務組合
情報セキュリティ基本方針

令和8年4月 策定

群馬県市町村総合事務組合 情報セキュリティ基本方針

1 目的

本基本方針は、群馬県市町村総合事務組合（以下「組合」という。）が保有する情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持するため、組合が実施する情報セキュリティ対策について基本的な事項を定めることを目的とする。

2 定義

(1) ネットワーク：

コンピュータ等を相互に接続するための通信網、その構成機器（ハードウェア及びソフトウェア）をいう。

(2) 情報システム：

コンピュータ、ネットワーク及び電磁的記録媒体で構成され、情報処理を行う仕組みをいう。

(3) 情報セキュリティ：

情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持することをいう。

(4) 情報セキュリティポリシー：

本基本方針及び情報セキュリティ対策基準をいう。

(5) 機密性：

情報にアクセスすることを認められた者だけが、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。

(6) 完全性：

情報が破壊、改ざん又は消去されていない状態を確保することをいう。

(7) 可用性：

情報にアクセスすることを認められた者が、必要なときに中断されることなく、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。

(8) インターネット接続系：

インターネットメールやホームページ管理システム等に関わる、インターネットに接続された情報システム及びそのデータ群をいう。

(9) 無害化通信：

メール本文のテキスト化や画面転送等により、不正プログラムの付着が無い等、安全が確保された通信をいう。

3 対象とする脅威

情報資産に対する脅威として、以下の要因を想定し対策を実施する。

- (1) サイバー攻撃（不正アクセス、ウイルス攻撃等）や部外者の侵入、内部不正等の意図的な要因。
- (2) 設定ミス、操作ミス、機器故障、委託管理の不備等の非意図的な要因。
- (3) 地震、落雷、火災等の災害によるサービス停止等の要因。
- (4) 大規模な疾病による要員不足や、電力・通信等のインフラ障害による波及的的要因。

4 適用範囲

(1) 組織の範囲：

本基本方針は、組合の議会及び長、その他の執行機関に適用する。

(2) 情報資産の範囲：

ネットワーク、情報システム、これらで取り扱う情報（基文書・印刷物含む）、及び仕様書等のシステム関連文書を対象とする。

5 職員等の遵守義務

議会の議員及び全ての職員は、情報セキュリティの重要性を共通認識とし、業務遂行にあたって情報セキュリティポリシー及び実施手順を遵守しなければならない。違反した場合は、その重大性や状況に応じて厳正に対応する。

6 情報セキュリティ対策

脅威から情報資産を保護するため、以下の対策を講じる。

- (1) **組織体制**：情報セキュリティ対策を推進する全庁的な組織体制を確立する。
- (2) **分類と管理**：情報資産を機密性・完全性・可用性に応じて分類し、適切に管理する。
- (3) **強靱性の向上**：業務の効率性を踏まえつつ、インターネット接続系における不正通信監視の強化等、高度な対策を実施する。
- (4) **物理的対策**：サーバや通信回線、端末の管理について物理的な保護を行う。
- (5) **人的対策**：職員等が遵守すべき事項を定め、十分な教育・啓発を行う。
- (6) **技術的対策**：アクセス制御、不正プログラム対策等の技術的措置を講じる。
- (7) **運用**：システムの監視、遵守状況の確認、緊急時対応計画（BCP）の策定を行う。
- (8) **外部委託・クラウド**：委託先において必要な対策が確保されているか確認し、契約に明記する。クラウドサービスやSNS利用については、運用手順や責任者を明確にする。
- (9) **評価・見直し**：監査や自己点検により、継続的な運用改善を図る。

7 情報セキュリティ監査及び自己点検の実施

ポリシーの遵守状況を検証するため、定期的又は必要に応じて情報セキュリティ監査及び自己点検を実施する。

8 情報セキュリティポリシーの見直し

監査結果や社会情勢の変化、新たな脅威の発生等に対応するため、リスク分析に基づき、適宜ポリシーの見直しを行う。

9 情報セキュリティ対策基準の策定

上記対策を実施するための具体的な遵守事項及び判断基準を定める「情報セキュリティ対策基準」を策定する。なお、本基準は非公開とする。

10 情報セキュリティ実施手順の策定

対策基準に基づき、具体的な事務手続きを定めた「情報セキュリティ実施手順」を策定する。本手順は行政運営に支障を及ぼすおそれがあるため非公開とする。